



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

号外第 1 4 号 令和 8 年 3 月 1 1 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 3 2	津波災害警戒区域を指定する件	防災対策推進課
1 3 3	津波災害警戒区域の指定を解除する件	同

徳島県告示第百三十二号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年三月十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 津波災害警戒区域

徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町及び藍住町の区域（次の図に示す部分に限る。）

二 基準水位

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県危機管理部防災対策推進課並びに徳島市役所、鳴門市役所、小松島市役所、阿南市役所、牟岐町役場、美波町役場、海陽町役場、松茂町役場、北島町役場及び藍住町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百三十三号

平成二十六年徳島県告示第百五十二号（津波災害警戒区域を指定する件）により行つた次の津波災害警戒区域の指定を解除するので、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第六項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和八年三月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定を解除する津波災害警戒区域

徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町及び藍住町の区域（次の図に示す部分に限る。）

二 基準水位

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県危機管理部防災対策推進課に備え置いて縦覧に供する。）